

# 全市全郡コンテスト規約新旧対照表

改正案							現 行						
1. 開催日時							1. 開催日時						
2. 参加資格							2. 参加資格						
3. 使用周波数帯							3. 使用周波数帯						
4. 参加部門および種目							4. 参加部門および種目						
部門	種 目		コードナンバー				部門	種 目		コードナンバー			
				H(注10)	M(注10)	P(注10)					H(注2)	M(注2)	L(注2)
電話 (注1)	シングルオペ (注3)	オールバンド(注4)	<u>P A</u>				電信 電話 (注1)	マルチバンド 3.5MHzバンド 7MHzバンド 14MHzバンド 21MHzバンド 28MHzバンド 50MHzバンド ニューカマー(注5,9)		<u>F M H</u>	<u>F M M</u>	<u>F M L</u>	
		3.5MHzバンド	<u>P 35</u>						<u>F 35 H</u>	<u>F 35 M</u>	<u>F 35 L</u>		
		7MHzバンド	<u>P 7</u>						<u>F 7 H</u>	<u>F 7 M</u>	<u>F 7 L</u>		
		21MHzバンド	<u>P 21</u>						<u>F 14 H</u>	<u>F 14 M</u>	<u>F 14 L</u>		
		28MHzバンド	<u>P 28</u>						<u>F 21 H</u>	<u>F 21 M</u>	<u>F 21 L</u>		
		50MHzバンド	<u>P 50</u>						<u>F 28 H</u>	<u>F 28 M</u>	<u>F 28 L</u>		
		ニューカマー(注5,9)	<u>P N</u>						<u>F 50 H</u>	<u>F 50 M</u>	<u>F 50 L</u>		
	マルチオペ	オールバンド(注4)	<u>P M A</u>				(注3)	144MHzバンド	<u>F 144</u>				
								430MHzバンド	<u>F 430</u>				
								1200MHzバンド	<u>F 1200</u>				
								2400MHzバンド	<u>F 2400</u>				
								5600MHzバンド	<u>F 5600</u>				
								10.1GHzバンド以上(注9)	<u>F 10G</u>				
								ニューカマー(注4,9)	<u>F N</u>				
								シルバー(注5,9)	<u>F S</u>				
								Q R P (注6,9)	<u>F P</u>				
								S W L (注9)	<u>F S W L</u>				
							マルチオペ	マルチバンド 2波(注7,9) ジュニア(注8,9)	<u>F M 2</u> <u>F M J</u>	<u>F M M H</u>	<u>F M M M</u>	<u>F M M L</u>	
							電信	マルチバンド 3.5MHzバンド 7MHzバンド 14MHzバンド 21MHzバンド 28MHzバンド 50MHzバンド	<u>C M H</u> <u>C 35 H</u> <u>C 7 H</u> <u>C 14 H</u> <u>C 21 H</u> <u>C 28 H</u> <u>C 50 H</u>	<u>C M M</u> <u>C 35 M</u> <u>C 7 M</u> <u>C 14 M</u> <u>C 21 M</u> <u>C 28 M</u> <u>C 50 M</u>	<u>C M L</u> <u>C 35 L</u> <u>C 7 L</u> <u>C 14 L</u> <u>C 21 L</u> <u>C 28 L</u> <u>C 50 L</u>		
電信	シングルオペ (注3)	オールバンド 3.5MHzバンド 7MHzバンド 14MHzバンド 21MHzバンド 28MHzバンド 50MHzバンド 144MHzバンド 430MHzバンド 1200MHzバンド 2400MHzバンド 5600MHzバンド 10.1GHzバンド以上(注9) シルバー(注6,9)	<u>C A H</u> <u>C 35 H</u> <u>C 7 H</u> <u>C 14 H</u> <u>C 21 H</u> <u>C 28 H</u> <u>C 50 H</u>	<u>C A M</u> <u>C 35 M</u> <u>C 7 M</u> <u>C 14 M</u> <u>C 21 M</u> <u>C 28 M</u> <u>C 50 M</u>	<u>C A P</u> <u>C 35 P</u> <u>C 7 P</u> <u>C 14 P</u> <u>C 21 P</u> <u>C 28 P</u> <u>C 50 P</u>								
	マルチオペ	オールバンド 2波(注7,9)	<u>C M 2</u>	<u>C M A H</u>	<u>C M A M</u>								

電信 電話 (注2)	シングルオペ (注3)	オールバンド 3.5MHzバンド 7MHzバンド 14MHzバンド 21MHzバンド 28MHzバンド 50MHzバンド 144MHzバンド 430MHzバンド 1200MHzバンド 2400MHzバンド 5600MHzバンド 10.1GHzバンド以上(注9) シルバー(注6,9) SWL(注9)	X144 X430 X1200 X2400 X5600 X10G XS XSWL	XAH X35H X7H X14H X21H X28H X50H	XAM X35M X7M X14M X21M X28M X50M	XAP X35P X7P X14P X21P X28P X50P
	マルチオペ	オールバンド 2波(注7,9) ジュニア(注8,9)	XM2 XMJ	XMAH	XMAM	

(注3)	144MHzバンド 430MHzバンド 1200MHzバンド 2400MHzバンド 5600MHzバンド 10.1GHzバンド以上(注9) シルバー(注5,9) QRP(注6,9) SWL(注9)	C144 C430 C1200 C2400 C5600 C10G CS CP CSWL			
マルチ オペ	マルチバンド 2波(注7,9) ジュニア(注8,9)	CM2 CMJ	CMMH	CMMM	CMML

- (注1) 電話部門のすべての種目は、空中線電力10W以下(50~430MHzバンドでは20W以下)とする。
- (注2) 電信電話部門は、「電信および電話」または「電話」によるものとする。
- (注3) シングルオペは、コンテスト中の運用に関わるすべてのことを一人で行うものとし、それ以外はマルチオペとする。
- (注4) 電話部門オールバンド種目は、14MHzバンドによる運用は除く。
- (注5) ニューカマーは、初めて局を開設した個人局であって、局免許年月日が開催日の3年前の同日以降に免許された局とする。
- (注6) シルバーは、年齢が70歳以上のオペレータによる運用であるものとする。
- (注7) 2波は、いかなる場合も同時に送信できるのは2波(異なる2バンド)以下とし、2波それぞれに「10分間ルール」を適用する。  
「10分間ルール」とは、バンドを変更したときは受信時間を含めて少なくとも10分間そのバンドにとどまらなければならない、というルール。
- (注8) ジュニアは、年齢が18歳以下のオペレータの運用による交信局数が全体の80%以上であるものとする。
- (注9) ニューカマー、シルバー、およびジュニアは使用するバンド数に関係なくオールバンドにエントリーしたものとみなす。10.1GHzバンド以上、2波、およびSWLは、使用するバンドに制限はない。
- (注10) コードナンバーのH、M、Pは、それぞれ空中線電力「100W超」、「5W超100W以下」、「5W以下」の電力区分を表す。

5. 交信方法

- (1) 呼び出し - 略 -
- (2) コンテストナンバー交換

- (注1) 電信電話部門は、「電信および電話」または「電話」の交信によるものとする。
- (注2) コードナンバーのH、M、Lは、それぞれ空中線電力「1kW以下」、「200W以下」、「10W(50~430MHzバンドは20W)以下」の電力区分を表す。
- (注3) シングルオペは、コンテスト中の運用に関わるすべてのことを一人で行うものとする。
- (注4) ニューカマーは、初めて局を開設した個人局であって、局免許年月日が開催日の3年前の同日以降に免許された局とする。
- (注5) シルバーは、年齢が70歳以上のオペレータによる運用であるものとする。
- (注6) QRPは、空中線電力5W以下とし、430MHzバンド以下の任意の2バンド以下を選択することとする。
- (注7) 2波は、いかなる場合も同時に送信できるのは2波(異なる2バンド)以下とし、2波それぞれに「10分間ルール」を適用する。  
「10分間ルール」とは、バンドを変更したときは受信時間を含めて少なくとも10分間そのバンドにとどまらなければならない、というルール。
- (注8) ジュニアは、年齢が18歳以下のオペレータの運用による交信局数が全体の80%以上であるものとする。
- (注9) 10.1GHzバンド以上、ニューカマー、シルバー、QRP、SWL、2波、およびジュニアは、マルチバンドまたはシングルバンドの区別はしないものとする。

5. 交信方法

- (1) 呼び出し - 略 -
- (2) コンテストナンバー交換

次のナンバーを交換する。

R S T符号による相手局のシグナルレポート 自局の運用場所を示す別表の市、郡または区ナンバー 空中線電力を表すアルファベット 1文字(注1)

- (例) 相手局のシグナルレポートが「59」、自局の運用場所が東京都豊島区「100116」、空中線電力が「10W」の電話によるコンテストナンバーは、「59100116L」とする。
- (例) 相手局のシグナルレポートが「599」、自局の運用場所が東京都西多摩郡「10002」、空中線電力が「100W」の電信によるコンテストナンバーは、「59910002M」とする。

(注1) 空中線電力別の表記(アルファベット)については、次の区分による。

- 100W超：H
- 10W(20W)を超え100W以下：M
- 5Wを超え10W(20W)以下：L
- 5W以下：P
- ( )内は50～430MHzバンドのとき

最大空中線電力と種目コードの関係

空中線電力の表記	種目コード
H	-----H
M	-----M
L	-----L
P	-----P

6. 交信上の禁止事項

7. 得点およびマルチプライヤー

8. 総得点の計算方法

- (1) オールバンドの場合  
〔各バンドにおける得点の和〕×〔各バンドで得たマルチプライヤーの和〕
- (2) シングルバンドの場合  
〔当該バンドにおける得点の和〕×〔当該バンドで得たマルチプライヤーの和〕

9. 書類の提出

10. 賞

- (1) 各種目の書類提出局には、その局数の10%以内でかつ最大7位までの順位のJARL会員局に賞状を贈る。ただし、シングルオペ50MHzバンド以上の種目については、コールエリアの提出局数とする。なお、出力別にわかれている種目では、最初に種目コードH・M・Pの全体を通じての局数に応じて、次にM・P全体を通じての局数に応じて、最後にPだけの局数に応じて、それぞれ入賞者を選出する。この場合、重複した場合はその旨を賞状に併記することとする。
- (2) シングルオペ50MHzバンド以上の種目を除く各種目上位25%以内にあるコールエリア第1位のJARL会員局に賞状を贈る。ただし、(1)の賞状を贈る局に対しては、この賞状は発行しない。
- (3) シングルオペ50MHz、144MHz、430MHzバンドの各種目については、全国第1～3位のJARL会員局に賞状を贈る。

次のナンバーを交換する。

R S T符号による相手局のシグナルレポート 自局の運用場所を示す別表の市、郡または区ナンバー 空中線電力を表すアルファベット 1文字(注1)

- (例) 相手局のシグナルレポートが「59」、自局の運用場所が東京都豊島区「100116」、空中線電力が「10W」の電話によるコンテストナンバーは、「59100116L」とする。
- (例) 相手局のシグナルレポートが「599」、自局の運用場所が東京都西多摩郡「10002」、空中線電力が「100W」の電信によるコンテストナンバーは、「59910002M」とする。

(注1) 空中線電力別の表記(アルファベット)については、次の区分による。

- 201W以上：H
- 10W(20W)を超え200W以下：M
- 5Wを超え10W(20W)以下：L
- 5W以下：P ( )内は50～430MHzバンドのとき

6. 交信上の禁止事項

7. 得点およびマルチプライヤー

8. 総得点の計算方法

- (1) マルチバンドの場合  
〔各バンドにおける得点の和〕×〔各バンドで得たマルチプライヤーの和〕
- (2) シングルバンドの場合  
〔当該バンドにおける得点の和〕×〔当該バンドで得たマルチプライヤーの和〕

9. 書類の提出

10. 賞

- (1) 各種目の書類提出局には、その局数に応じて、次の順位のJARL会員局に賞状を贈る。ただし、シングルオペ50MHzバンド以上およびニューカマー種目については、コールエリアの提出局数とする。
 

30局以下の場合	1位
31局以上の場合	3位まで
- (2) シングルオペ50MHzバンド以上およびニューカマーの種目を除く各種目上位50%以内にあるコールエリア第1位のJARL会員局に賞状を贈る。ただし、(1)の賞状を贈る局に対しては、この賞状は発行しない。
- (3) 書類提出したJARL会員局に参加証を贈ることができる。

(4)書類提出したJARL会員局に参加証や副賞等を贈ることができる。

11.失格事項等

12.JARL登録クラブの得点および順位等

JARL登録クラブの構成員(SWLを除くシングルオペ局ならびにマルチオペ局1局)から申告された総得点をクラブごとに集計の上、登録クラブごとに順位を決定する。

13.結果発表

11.失格事項等

12.JARL登録クラブの得点および順位等

JARL登録クラブの構成員(シングルオペ局ならびにマルチオペ局1局)から申告された総得点をクラブごとに集計の上、登録クラブごとに順位を決定する。

13.結果発表